

## 令和3年度税制改正(地方税)の概要について

令和3年度税制改正大綱のうち、主に市税に関する概要についてご報告します。

※を付している項目は、現時点では条例改正が想定される項目となっており、今後、地方税法等の改正が行われた場合には、横浜市市税条例の改正を行ってまいります。

### 1 固定資産税等

#### ◎ 固定資産税（土地）の負担調整措置

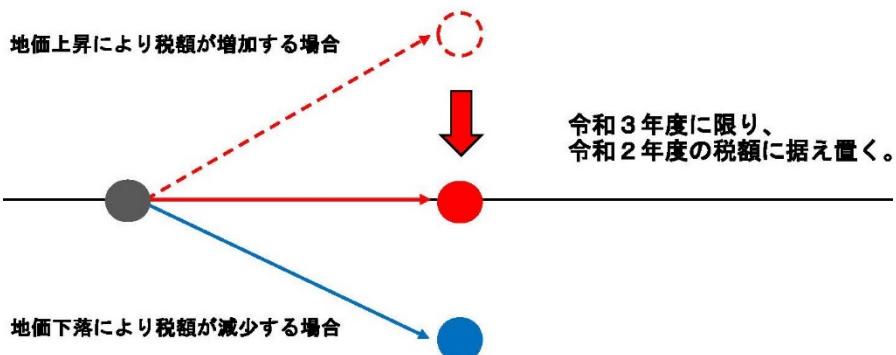
- 新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、3年に1度の評価替えに伴い税額が増加する土地について、令和3年度に限り、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。都市計画税も同様に措置を講ずる。

<令和3年度評価替えに伴う税額の動き>

令和3年度評価替えは、令和2年1月1日時点の公示地価を基に評価額の算出を行い、これに基づき令和3年度の税額を計算する。

<令和2年度>

<令和3年度>



#### ◎ 固定資産税（償却資産）の課税標準の特例（※）

- 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置を創設。

##### 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）

課税標準の特例措置等について、国が一律に課税割合を定めるのではなく、地方自治体が自主的に判断して、条例で決定できるようにする仕組み。

## 2 車体課税 (※)

### ◎ 自動車税・軽自動車税の種別割のグリーン化特例（軽課税率）の見直し

- 自動車の所有者に毎年課税される種別割の税率を燃費性能等により軽減するグリーン化特例（軽課税率）について、重点化等を行った上で2年間延長する。
  - \* 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得した自動車の翌年度の課税分について適用

### ◎ 自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し

- 自動車の取得時に燃費基準に応じた税率で課税される環境性能割について、軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直す。
  - \* 令和3年度及び4年度の課税分について適用

### ◎ 自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長

- 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車を対象とする環境性能割の臨時的軽減措置について、適用期限をさらに9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものと対象とする。

〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%
3%	2%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%

- この措置による減収については、全額国費で補填する。

軽自動車税の「環境性能割の税率区分の見直し」及び「環境性能割の臨時的軽減の延長」については、市税条例の改正を令和3年度の課税に間に合わせる必要があるため、国会における地方税法改正法案の成立・公布が第一回市会定例会の会期中であった場合には、市税条例の改正について追加で上程し、閉会後であった場合には専決処分により市税条例の改正を行う必要があります。

## 3 個人住民税

### ◎ 住宅ローン控除の特例の延長

- 控除期間を13年間とする特例の延長等の対象者について、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。
- この措置による減収については、全額国費で補填する。

## 4 納税環境整備

### ◎ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- 地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税・軽自動車税の種別割を追加し、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付を可能とする。  
＊ 令和5年度以後の課税分について適用

### ◎ 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

- 納税義務者用の特別徴収税額通知について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、eLTAXを経由して電子的に送付するものとする。  
＊ 令和6年度分以後の個人住民税について適用

### ◎ その他

- 軽自動車税関係手続について、令和5年1月に予定されている国の関連システムの更改時期に合わせて、オンライン手続により行うことを可能とする。
- 納税者等から地方自治体あてに提出される地方税関係書類について、国税と同様に、原則、押印を不要とする見直しを行う。  
＊ 令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類について適用